

平成29年度教育事業等方針

1. 基本的な考え方

第2期の「教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定)等、国の青少年教育行政に関する基本方針を踏まえ、第3期中期目標・中期計画の2年目となる平成29年度年度計画を推進し、「新・機構元気プラン」(平成26年6月)を着実に実行する。その際、「青少年の現状と課題、そして機構が果たすべき役割」(平成20年9月)、「機構活性化プラン」(平成22年1月提示)、「今後の青少年の体験活動の推進について(答申)」(平成25年1月21日中央教育審議会)及び「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)の趣旨に十分留意する。

特に、機構の担う業務運営全体を通じて、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動をより一層推進する。

2. 教育事業の質の充実と普及

教育事業については、青少年教育のナショナルセンターとしての役割、効率的な予算の執行、施設における事業バランスなどを考慮して、精選して実施する。

(1) 看板事業、地域力向上事業の実施

① 看板事業

看板事業は、当該施設が全国に誇れる教育事業として位置付け、施設の特色や立地条件、実績、活動プログラムを活かし、地域のニーズを踏まえ実施するとともに、事業の成果を明らかにして、その普及・活用を図ることとする。

また、原則として、全施設1事業(複数回開催のシリーズものを含む。)とし、中長期的な視点で実施し、頻繁な看板の架け替えは避けること。

② 地域の教育力を高める事業(以下:地域力向上事業)

ア. 地域力向上事業は、青少年の今日的な課題に対応し体験活動を推進するため、地域の教育資源を生かし、地域の教育力を向上させるプログラム開発事業として実施し、他の国立青少年教育施設、周辺地域の公立青少年教育施設、青少年団体や学校等への普及及び活用を視野に入れ、厳選・特化して実施する。

また、原則として、概ね3年程度を1サイクルとして計画的に実施するとともに、活動プログラム、運営手法等の普及に努めること。

イ. 地域力向上事業の具体的なテーマは、「小1プロブレム、中1ギャップ等発達段階に応じた課題」、「児童養護施設に入所して、各種の困難を抱えている子供や、いじめ、不登校、発達障害といった児童生徒等に見られる青少年が抱える課題」、「若い親の子育てに係る課題」、「子供の貧困による体験格差の課題」、「ひとり親家庭の子供等の自立支援などの課題」、「幼児期における遊びを中心とした身体活動の減少などの課題」等、当該地域の実情に応じて設定する。

- ウ. 上記の看板事業や地域力向上事業等において、当該地域の特色や立地条件、実績を生かし、豊かな人間性を育む 1 週間以上の長期自然体験活動を実施、あるいは実施に向けた準備を行う。
- エ. また、公立の青少年教育施設等へプログラムや運営手法等の普及を円滑に図るため、企画段階から関係機関・団体等との密接な連携・協力の下、プログラム検討委員会等を開催して実施することが望ましい。
- オ. 成果の把握に関しては、従来からの満足度アンケートや IKR 調査の量的調査だけでなく、参加者の感想・行動など個人の変容を把握する質的な評価を実施する。さらに、事業終了直後の変容に加え、一定期間を置き学校や保護者、関係団体から子供たちの変容の持続の状況などを把握するため、聞き取り又はアンケートを実施するなど工夫する。
- カ. なお、機構本部は、地域力向上事業に関し得られた成果や課題について、発表の機会を設け、機構内での情報共有に努める。

(2) 青少年教育指導者等の養成・研修事業の実施

青少年に良質な体験活動の機会と場を提供するためには、質の高い指導者を養成することが必要不可欠であることから、青少年教育指導者等を対象とする体系的な養成・研修事業を実施し、その資質・能力の向上を図る。

① 自然体験活動指導者養成事業(NEAL養成事業)

基礎的資格である自然体験活動指導者(リーダー)の養成事業を全施設で実施する。なお、実施にあたっては、ボランティア養成研修と一体として行うことが望ましい。

また、自然体験活動上級指導者(インストラクター)の養成事業を各ブロックで実施する。

さらに、自然体験活動総括指導者(コーディネーター)の養成事業を本部で実施する。

② ボランティア養成研修

教育事業や研修支援等の運営協力・指導補助などを担うボランティア人材を育成し、青少年教育におけるボランティア活動を一層推進するため、「ボランティア養成共通カリキュラム」に準拠した養成研修を全施設で実施する。

また、近隣大学等と連携・協力し、各施設でのボランティア養成研修やボランティア活動が大学の授業科目として単位認定される等の措置を講ずる。これらの取組によって、学生が体験活動の意義を理解する機会の充実とボランティア活動の活性化を図る。

さらに、ボランティア・コーディネーターを中心に支援を行い、ボランティア自身が主体的に企画・実施する自主企画事業(教育事業・研修支援)を実施する。

③ 体験活動推進員養成研修

地域における青少年の体験活動をより一層推進するため、既に「放課後子ども教室」や土曜日の教育活動などに参画している教育活動推進員、サポーター等の人材を対象に、「体験活動推進員」の養成研修を本格実施し、

体験活動の重要性を青少年に普及させる地域の指導者を養成する。

④ 教員免許状更新講習

現行の学習指導要領の趣旨を踏まえ、自然体験や集団宿泊活動等に必要知識・技術の向上を図るため、教員免許状更新講習を全施設で実施する。なお、大学等の教育機関と連携して実施しても構わない。

(3) 青少年の国際交流の推進

青少年の異文化交流の増進を図るため、国内外の関係機関・団体等と連携して、青少年、青少年教育指導者等の相互交流を行う事業、青少年の異文化理解を促進する体験型の交流事業を実施する。

※詳細については、国際・企画課より別途通知する。

(4) 体験活動や基本的な生活習慣等の重要性に関する普及啓発

① 「体験の風をおこそう」運動・「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

子供たちの体力をはじめ、学力や規範意識の問題、中・高生の読書離れが進んでいる傾向が指摘されている中、子供たちの知・徳・体のバランスのとれた成長にとって、様々な体験活動や基本的な生活習慣の重要性を普及するため、保護者や学校、さらには広く社会に対して効果的な事業や取組みを発信するなど、「体験の風をおこそう」運動及び「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進する。

なお、体験の風をおこそう推進月間(10月)及び統一イベントデー(10月28日)には、各施設において地域や関係機関等と十分に連携し、多様な事業等の展開に努める。

② 生活・自立支援事業の推進

「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)を踏まえ、困難な環境にある青少年を対象に、それぞれのニーズに合わせた体験活動の充実を図るとともに、規則正しい生活習慣や自立する力を身に付けるための「生活・自立支援キャンプ」を全施設で実施する。

また、企画の段階から児童養護施設や母子寡婦福祉会等の連携先との事前打ち合わせにより、特定の状況下にある子供達に対する適切な支援ができるようにするとともに、特定の連携先との事業実施にならないよう、その諸準備に努める。

③ 幼児期の遊びを中心とした運動プログラムの推進

幼児期における多様な動きの獲得や体力・運動能力の基礎を培うとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性などを育むため、各施設において、平成27年6月に本部に設置した開発・普及委員会で作成したガイドを活用し、利用団体へのプログラム提供や幼児等の親子対象の教育事業、また、幼稚園、保育園、こども園等への出前事業を実施し、その普及を図る。

3. 研修支援の充実と利用拡大

(1) 総利用者数 500 万人及び宿泊室稼働率 50%以上の確保

「稼働率向上(利用者増加)のための方策」(平成20年12月)を踏まえ、各施設が策定する「平成29年度稼働率向上(利用者増加)のための数値目標の設定及び行動計画」の着実な実施に努めることにより、宿泊利用者の確保に取り組むと共に機構年間総利用者数500万人の維持及び全施設宿泊室稼働率50%以上を目指す。

また、四半期ごとに利用状況の検証を行い、施設利用に関するアンケートの分析に努め、学校、青少年団体、地元関係者等に対する広報などの行動計画について、フォローアップを行う。更に、年度末には施設の研修支援等の体制に関する全般的な自己検証を行う。

(2) 教育機能の充実

① 集団宿泊による基本的な生活習慣の徹底

青少年をはじめとする施設利用者に対して、日常の生活では体験することができない非日常的な活動を通して、魅力ある感動体験を提供することを、全職員に共通した施設全体の目標とする。具体には、基本的な生活習慣の確立や、交流、協力、奉仕、お手伝い、読書、外遊び等につながる様々な活動、「朝夕のつどい」といった「標準生活時間」による規則正しい生活、加えて「あいさつの励行」と「清掃の徹底」、さらに集団宿泊体験を通じた「規律ある行動」等の教育的意義の理解を図りつつ、団体責任者や各利用者への指導を徹底する。

なお、団体の特殊性や目的を踏まえ、利用者の立場に立った対応を常に心掛けるよう、全職員が共通した意識を持つ。

② 学習指導要領に対応した活動プログラムの実施

学校の実施する活動に関しては、現行の学習指導要領において「体験」の重要性が指摘され、特に小学校では自然体験活動や集団宿泊体験活動、中学校では職場体験活動、高等学校では社会奉仕体験活動や就業体験活動を積極的に実施することが明示されていることに十分に留意する。

また、学校の利用目的を的確に把握し、特別活動や総合的な学習の時間に限らず、体験的な学習を教育課程に適切に位置づけられるよう、各活動と指導要領の関連(教科、学年等)を具体的に整理するとともに、学校等への広報を展開する。

(3) 安心安全な教育環境の確保

清潔な生活環境、安全な野外活動環境の整備に日々努めるとともに、教材教具・活動備品、活動場所等の日常的な点検・改善整備等を通じて、安心安全な教育環境を確保する。

また、安全管理マニュアル等の点検、見直しを常時行い、マニュアルに則した日常業務を行う。

4. 年度計画の達成

平成 29 年度年度計画に示された目標を達成するため、全職員が年度計画を十分理解し、目標を見据えて業務に取り組むこと。

なお、目標達成のために各施設における目標値を別添資料として取りまとめたので、これに沿って事業を計画・実施すること。